

審査基準及び標準処理期間

所属名	医療課医務・看護係
内線番号	4748

No.	項目	内容
①	処分名	医療法人の定款・寄付行為の変更許可
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第203号
④	根拠条項	法第54条の9、規則第33条の25
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>法第五十四条の九 3 定款又は寄附行為の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 5 医療法人は、第三項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その変更した定款又は寄附行為を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>規則第三十三条の二十五 法第五十四条の九第三項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 定款又は寄附行為変更の内容(新旧対照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類 二 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>3 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第四十二条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、第三十一条第六号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>4 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が法第四十二条の二第一項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、収益業務の概要及び運営方法を記載した書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。</p>
⑦	審査基準	<p>■医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について (昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)</p> <p>■医療法の一部を改正する法律の施行に関する件 (昭和25年厚生省発医98号厚生事務次官通知)</p> <p>■医療法の一部を改正する法律の施行について (昭和25年厚生省発医521号厚生省医務局長通知)</p>
⑧	経由機関名	各保健所
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)約3週間
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	約3週間
⑫	問合せ	医療課医務・看護係(075-414-4748)
⑬	備考	申請書類に不備があったり、疑義が生じた場合は問合せすることとなります。その場合、処理期間が伸びることがありますので、余裕を持って申請するようにしてください。 また、特定医療法人と社会医療法人への定款変更については、事前にご相談ください。